

# 10 財産や日常の金銭管理で困ったら

財産管理を一人ですることが心配になる時に備えて、あらかじめ信頼できる人を契約により代理人として決めておく「任意後見制度」や、判断能力が衰えたときに、家売る、遺産分割をするなどの財産管理等、法律面や生活面で支援する方を決める「法定後見制度」などに関する相談はこちらまでお問い合わせください。

## 1 成年後見制度全般や福祉サービスの利用支援、日常の金銭管理(地域福祉権利擁護事業)に関する相談

荒川区社会福祉協議会 在宅福祉サービス課 あんしんサポートあらかわ ☎3802-3396

### ■任意後見制度とは(判断力が不十分になる前に)

将来、判断力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」が利用できます。

### ■法定後見制度とは(判断力が不十分になったら)

家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申し立てをします。本人の判断力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。

## 2 申立て手続き・書類の取得

東京家庭裁判所 後見センター ☎3502-5359

## 3 任意後見制度に関する相談・手続き

王子公証役場	☎3911-6596
上野公証役場	☎3831-3022
千住公証役場	☎3882-1177

## 4 後見登記

東京法務局 民事行政部 後見登録課 ☎5213-1360